

【 水産林務部所管分 】

平成30年水産林務委員会開催状況

開催年月日 平成30年12月12日(水)
 質問者 民主・道民連合 高橋 亨 委員
 答弁者 水産林務部長、水産局長
 企画調整担当課長、漁業管理課長

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>一 漁業法の改正について (一) 関係者への説明について 1 フォーラムについて ただいま、漁業法について説明がございましたので、何点か質問させていただきたいと思えます。 今回の臨時国会で先般可決・成立した漁業法は、今後政省令で示されてくると考えていますが、漁業法の改正に関しては、全国の漁業に関わる方々から非常に心配の声があり、11月に東京で緊急フォーラムが開かれたわけですが、その緊急フォーラムでどのようなやりとりがなされたのか伺いたします。</p> <p>2 これまでの説明状況について そのような心配の声が出されたということでもありますし、フォーラムでは紛糾する場面もあったと聞いております。これも浜にとっては大事な話でございますので、きちんと説明をしてほしいと思います。先ほど3回ほど説明があったとのことでしたが、どのような方を対象にして、どのような内容について説明がされたのか伺います。</p> <p>3 説明会での意見について 6月、7月、10月に説明会を開催したということですが、これは漁協代表者の方々、結局は専務理事などを対象としており、ネクタイを締めてきた方よりも、浜でハチマキを締めている方にお知らせすることが一番の理解が早まることだと思います。それぞれが集まってもらい、それぞれの漁協の組合員にどのように説明したかはつまびらかではありません。なぜなら、話を聞いてきた漁協の代表者が浜の皆さんに話をすると、突き上げられることがあり、なかなか内容についてつまびらかには話していないような状況であります。そのため、私たちに、一体どうなっているのか、問題が多いのになぜ</p>	<p>○ 野村企画調整担当課長 フォーラムでの意見等についてであります、全国沿岸漁民連絡協議会が、漁業関係者や大学教授など参加のもと、「全国沿岸漁民フォーラム」を開催したことは報道等により承知しているところでございます。 なお、フォーラムの内容につきましては、今般の漁業法等の改正法案に関して、漁業関係者への丁寧な説明を求める意見や都道府県が企業参入を優先させ、漁業者が操業できなくなる可能性があるとの意見のほか、法案の成立を急がないでほしいという要請があったと承知しております。 道としては、これまでも国に対して、漁業関係者に対する丁寧な説明を求めてきたところであり、今後、改正法の具体的取扱に関する政省令の策定に向け、引き続き丁寧な説明を求め、漁業者が将来にわたり安心して漁業を営めるよう取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>○ 野村企画調整担当課長 道内関係者を対象とした説明会についてありますが、本年6月以降、全国各地におきまして、水産庁や漁業団体が主催する説明会が漁業者や漁協関係者などを対象に開催されているところであります。 道内におきましては、水産庁の主催により6月25日に、漁業団体の主催により7月26日と10月11日の計3回、札幌市において開催されたほか、各地区の漁協代表者への説明も行われたところであります。</p> <p>○ 野村企画調整担当課長 説明会における意見についてありますが、漁業法に関連して、TAC対象魚種が拡大され特定の魚種が漁獲枠を超過した場合に、休漁を余儀なくされるケースや、資源状態が悪化した魚種の漁獲枠が低く設定されることによる経営への影響に対する懸念、また、沖合漁船の大型化を不安視する意見や、「漁場を適切かつ有効に活用」の考え方に対する疑問、漁業権付与の優先順位の見直しに対する懸念のほか、海区委員の公選制の見直しにより、地域の実情が反映されないのではないかといった意見があったところであります。 一方、水産業協同組合法につきましては、新たな役員要件とされる販売のプロの定義や選出方法</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>そのままにしておくのかという声が聞こえます。従って、そういう声にどう対応するか、きめ細やかに対応していかなくてはならないと思いますが、少なくとも代表理事のような代表者の方々が出ていますので、そのような方々からどのような意見が出されたのかお伺いします。</p> <p>3 説明会での意見について【再質問】 結局それらは、11月に開催されたフォーラムの意見とほぼ重なるわけです。フォーラムで懸念されていることは、道内の代表者たちに集まってもらっても同じ懸念があるといったことです。さらに個別の漁業者にすると、その懸念はもっと頭の中で膨らんでいくわけです。詳しいことがわからないだけにいろんな想像をしていき、浜がどうなっていくんだろうとなっていく。その説明がなされなければなりません。いつも言うことですが、そこに関わる方々にきちんと説明をして理解を得ていくことが大事です。道としては、今の3回の説明でよしとするのか、さらには浜のほうに丁寧に各漁協毎に説明をしていくのか、見解を伺います。</p> <p>ぜひ、全ての漁協で浜の方に集まっていただき、理解を得ていく努力をしていただくとともに、その中で様々な懸念が出てくると思いますが、これから政省令が出されていくときに道としてどう対応していくのかが、求められていると思います。</p> <p>(二) 漁業資源の減少について 1 漁獲量の推移について 国は法改正にかかわり、資源の減少を言われていますが、近年の日本全体の漁獲量の推移について教えていただきたいと思います。</p> <p>2 他国の漁獲量の推移について 今、日本の数字をお聞きしましたが、他国についてはいかがでしょうか。</p>	<p>に対する質問、公認会計士監査の導入に伴う負担増への支援や十分な猶予期間を求める意見が出されたところであります。</p> <p>○ 水産局長 ただいまの質問でございますが、浜への細かい説明については、道漁連とも協議を進めているところであり、このことについて国と協議をしながら実施してまいりたいと考えております。</p> <p>○ 野村企画調整担当課長 日本の漁獲量の推移についてであります。日本の漁業生産は、昭和59年に1,282万トン記録しましたが、その後は減少し、平成28年は436万トンとなっており、国では、海洋環境の変動の影響を受けマイワシの減少が主要因と考えているところであります。</p> <p>○ 野村企画調整担当課長 主要国の漁獲量の推移についてであります。国の水産白書によりますと、世界の漁業・養殖業の生産量は平成12年に1億3,639万トンであったものに対し、28年には2億224万トンと増加しており、漁船漁業の生産がほぼ横ばいに対して、養殖業の生産が大幅に増加しているところであります。 国・地域別の漁船漁業の生産量は、アメリカでは、12年の476万トンが28年には493万トン、ノルウェーでは、289万トンが220万トンと、ほぼ横ばいの一方で、EUでは、705万トンが544万トンに減少しているところであります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>あまり減少していないと12年の資料にあるようですが、先般参議院の農林水産委員会で参考人招致があって、その中で東大の先生が、近年の世界的な漁獲量の減少について述べていて、減っているのは日本だけではなくて、例えばドイツはピーク時の2割台、イタリアもピークの3割台に落ちていて、ノルウェーもピーク時の7割台と世界的に減っている中で、中国だけが倍増しているということです。中国は様々なところに出かけていって、様々な手法で相手の国のことを考えずにやっていることが見受けられますが、世界的には減っているということがあります。</p> <p>3 TAC管理について</p> <p>日本だけが資源量が減少しているわけではないわけでごさいます、MSYについて考えていきますと前年の資源量、親の量ですよ、これにかかってくる話が非常に大きくて、親子関係がこの資源量に出てくるわけですけども、それを考えますとノルウェーではTACについて懐疑的になってきていると言うことをごさいます。</p> <p>北海道の場合は、スケソのTACがありますけども、これも当初の資源量、これを漁を始めみて、浜の獲っている方々の意見を聞いて中期改訂をしているわけでごさいます。と言うことは、当初のTAC資源量が当たっているという状況ではないわけでごさいます、このTACのあり方について浜の方ではいかがなものかなと言っているところもあります。</p> <p>道はこのTACについてどうお考えかお聞きします。</p> <p>4 資源量の変動要因について</p> <p>海は必ずしもひとつの要因だけではなくて、例えば近年ですと、海水温の上昇が漁にもかなり影響しているというのもあります。</p> <p>ある学説ですと鯨が食べる量が非常に多い、それが人間が獲る量と匹敵すると言う話もあります、その説に反対の説もあります。</p> <p>海のなかでは、卵から含めて食物連鎖がある。卵を食べる魚、その魚を食べる小さな魚、中型、大型、そう言うものも大きな要因になっているということがあるわけで、必ずしも漁獲だけがその要因ではないんですけども、それについての見解をお伺いします。</p>	<p>○ 矢本漁業管理課長</p> <p>TAC管理についてであります。TACの導入により、漁獲量が制限されることから、資源の回復と持続的な利用が期待される一方、多種多様な魚種を様々な漁法で漁獲する本道の沿岸漁業におきましては、特定の魚種が漁獲枠を超過した場合、休漁を余儀なくされるケースも懸念されるところでございます。</p> <p>このため、道としては、新たな魚種のTAC管理に当たっては、本道沿岸漁業の実態を十分検討したうえで、導入することが重要と考えております。</p> <p>○ 矢本漁業管理課長</p> <p>資源管理の取組についてであります。漁獲数量を規制するTAC管理は、過剰な漁獲を抑制し、資源を持続的に利用するために有効な手段というふうに考えておりますが、環境要因による加入量の変動によって、資源量自体も不安定にならざるを得ない面も有しているところでございます。</p> <p>このため、道といたしましては、最新の科学的知見に基づく精度の高い資源評価によるTAC管理に加えまして、これまで漁業者が取り組んで参りました操業日数や漁具数などの漁獲努力量の制限や産卵親魚の保護などの自主的な規制を組み合わせ、より適切な資源管理に取り組んでまいりたいと考えております。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(三) 実効性のある管理について</p> <p>資源管理についてお聞きしましたけれども、科学的なデータの蓄積もありますけれども、浜にとっては長年蓄積されてきた感覚が非常に大事なんですよね。</p> <p>そして今年はどうなのか、このようなことから今年はどうなるだろうと言うことは浜の感覚で解るわけです。</p> <p>そして先ほど申し上げましたように、TACによって漁獲量が減らされていくIQですけども、これについても農業と違って畑で種を撒いてそれを収穫するのではなくて、海の中で回遊をしている魚を獲る。昨日来た魚が今日来るとは限らない、従って漁師と言うのは、いま目の前にある魚を獲ろう、明日は獲られないかも知らないからと言うことなんです。</p> <p>これはTACの関係で言いますと、中期改訂の問題もありますけれども、ちょっと獲りすぎた、ならば来年は総量を減らしますよということになる、しかし来年は獲れるかどうか解らないわけですよね、来年になってみないと解らない、来年は獲れなかった、そうすると再来年はその分積み上げてあげますよという話にはならないわけですよね。</p> <p>スケソの話をしましたけれども、あれは5年魚で成魚になっていく、そして3年くらいでタラコをとれるようになっていく、漁師は5年サイクルと言うことを頭の中に入れてながらやっていく、そうすると獲れる魚が獲れない現実的に。資源量の問題があって現実的に獲れないということになっていく、そうすると浜としては非常に不安になっていくわけですよね。以前私も農業の所得保障のこともやらさせて頂きましたけれども、その時にですね漁業の所得保障も必要なんだろう、こういう資源量の関係も含めましてですね、しかし今はそう言う状況ではないのでございますけれども、いずれにしても、海の中のものは水物なんです、その水物を管理することになるわけですけども、実効性のある管理が浜の方と調整しながら出来ていくのか、そのことについてどのようにお考えかお聞きします。</p> <p>魚種についてはTACで8種類、これを順次増やしていくようになるわけですけども、どういう形になっていくのか見えない、解らないですよ、ですから今お話にあったように必ずしも詳細について把握しているわけではないですから、丁寧な対応をやって頂きたいと思います。</p>	<p>○ 矢本漁業管理課長</p> <p>実効性のある管理についてでございますが、道内の沿岸漁業は、漁船の隻数も多く、多種多様な魚種を様々な漁法で水揚げしている実態にございます。漁獲量を迅速に把握する体制が十分整っていないこととすることから、現時点では、課題が多いと現時点では認識しております。</p> <p>このため、沿岸漁業におけますIQ制度の導入に当たりましては、漁業実態や漁業関係者の意見を踏まえ、必要な準備が整った漁業に限って、順次導入するなど、慎重に対応していく必要があると考えてございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(四) 企業の新規参入について 先ほど説明がありました、新たな民間の開放の関係です。言われましたとおり、適切かつ有効にというふうにして漁場を管理していくということでございますけど、これもちょっとコラムで書かれておりました。適切とはどういうことなんだ、有効とはどういうことなんだ、と言われておりますけれども、それらについて、どういように、これは吉川農水相が言ってますね、この件は適切に判断していくんだ、と言ったんですが、道においては、この適切かつ有効というのをどのように定義付けするのか、お聞きします。</p> <p>それぞれの海域によって特徴があるものから、それぞれにおいて適切かつ有効ということに若干のズレというのも出てくるのであろうと思います。あまり国の方の定義付けではなくて、まさしくですね、きめ細やかな海区ごと、その海区ごとにある漁場の問題も含めてですね、どれが適切で、どれが有効なのかということをきちっとですね、道が相談しながらきちっと対応していただきたいと思います。</p> <p>(四) 企業の新規参入について【再質問】 さて、民間への開放の問題ではですね、3.11の東日本大震災があった後に、三陸であったんですけど、水産特区というのが推進されようとしてました。これは浜の猛反対があったわけでございますけど、これは漁業法の政治的な取り組みというふうにされておりましたけれども、進出した民間業者の方々は延長のみならず対応しました。この水産特区に吸い込まれました交付金は半端なものではないのですが、この効果が現れていないとのことでございます。このモデル地区、これは三陸だけの問題なのか、民間の参入が失敗した例というのは。ほとんどのことにはかなり影響があるものだろうと私は疑問に思うわけでございますけれども、漁業権のですね、開放というのはですね、単に国内の企業に限るというわけではないわけで、国内企業の衣を着た国外企業が入ってくることも考えられるわけですね、このグローバルな時代ですから。そのようなことを考えますとですね、これは、まあ、安全保障上の問題に発展する恐れある、と繋がっていくことございまして、資本の論理だけでですね、海を開放することについて、見解をお聞きしたいと思います。</p>	<p>○ 遠藤水産局長 適切かつ有効についてでございますが、国では「適切かつ有効」に活用している場合とは、漁場の環境に適合するように資源管理や養殖生産を行い、将来にわたり持続的に漁業生産力を高めるように漁場を活用している状況と考えているというふうに承知してございます。</p> <p>具体的には、個々の事案ごとに、地域の漁業に精通する都道府県が実態に即して判断するということとなりますが、都道府県によっては判断基準が大きく異なることがないよう、国は技術的助言を定め、「適切かつ有効」の考え方を示すとしていくところでございます。</p> <p>道内の漁業権漁場におきましては、資源保護を目的とした禁漁区の設定や航路確保のために、海面の一部を制限している事例はございますが、これらは、資源管理や円滑な操業に資するために、合理的な理由に基づき行われているということから、道としては、漁場は適切かつ有効に活用されているというふうに考えてございます。</p> <p>○ 遠藤水産局長 養殖業への企業参入についてであります。今般の改正では、都道府県が定置漁業権や区画漁業権を免許する際に、現在、法で定めている優先順位を廃止し、これに代えて、漁場を適切かつ有効に活用している場合は、既存の漁業権者が優先され、それ以外の場合は、都道府県が地域の発展に最も寄与する者に免許を行うことが明記され、企業の新規参入も可能となる規定が盛り込まれました。</p> <p>本道においては、漁協を中心とした漁場の利用調整のもとで、漁場は適切かつ有効に活用されておりますことから、現時点では、既存の漁場における、新規参入は見込まれていないところでございます。</p> <p>なお、新たな漁業権の設定に際しましては、漁業調整上の支障がないことが法律上の要件となっておりますことから、法改正後に企業が参入する場合であっても、既存漁業者や地元漁協との調整を踏まえ、適切に対応してまいりたいと考えてございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>今のところは、まあ参入は見込まれていないだろうということでございます。もう養殖というのは、ある程度飽和状態になってきているんだろうと思います。クロマグロの畜養から始まってですね、ブリやマダイ、ヒラメ、さらには放流も含めるとマツカワですとか、カキですとか、様々なものが海のもので養殖ないし放流、畜養がされて状況でございますから、一定程度もう飽和状態になっているいるんだろうと思ってます。そうなってくると、参入する側はもっともっと、ってことを狙ってくるわけですね。様々なことがあるでしょう。例えば、養殖なんかで海の中でやるとすれば、そこに化学物質の方の餌も撒かれることもある。そういうようなことで浜はですね、海の中がまた荒れてしまうという状況があるというふうに思うわけでございます。これはもう、浜の方はですね、今自分たちで作り上げてきた、70年間で作り上げてきた浜のやり方なんだ、その中には、浜は地続きで、沖合は入会だとういことになってるわけですね。そういうようなことを意欲を持って浜で生きてきた、ということなんで、そのようなこともですね、十分配慮しながら、これからどうなっていくか分からないわけですから、とりわけ日本海側の方は磯焼けしていて、なかなか沿岸の魚が獲れない状況になってきていて、どういう対応をしているかという、ナマコですとかアワビですとか、いろんなことで養殖をやっている。そういうことでですね、参入が出てくる確率は非常に高いんだろうと私自身は思っているわけで、そうことも含めてですね、注視をして対応をきっちとしていただきたいと思います。</p> <p>(五) 海区漁業調整委員会</p> <p>1 海区委員の選任方法の見直しについて</p> <p>海区の漁業調整委員会の選出でございますけど、今度はですね、公選制から知事が任命するということになるわけでございます。これまでもですね、道内にある10ある海区漁業調整委員、委員会で何か問題があったのかですね、これについて、ご見解を伺います。</p> <p>2 海区委員の選任について</p> <p>今のお話を聞いて、選挙がなかなか行われていないと、ある意味それは漁業者の代表の方々が出てそれですと調整をしてきている、そのことに、溝がない状況ということ、それで選</p>	<p>○ 矢本漁業管理課長</p> <p>海区漁業調整委員の公選制廃止についてでございますが、国では、現行制度における海区漁業調整委員の選出方法について、半数以上を占める漁業者委員の公選制に関し、全国的には平成28年度における投票実施率が1割程度となっていることや、過去20年間で一度も投票が実施されていない海区が半数以上となっており、本道においても平成28年度は選挙が実施されていないところでございます。これらのことから国は、委員会が漁業者を主体とする組織の性格や機能を維持した上で、実態に即した選出方法に改めることとし、都道府県知事の選任制に変更するものと承知してございます。</p> <p>○ 矢本漁業管理課長</p> <p>海区委員の選任方法などについてであります。国は、今般の見直しにより、海区漁業調整委員会が、適切に漁業調整機関としての役割を果たすことができるよう、漁業者を中心とする組織・</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>挙になってという状況と思うんです。それはですね、結局浜の思いだと感じるんです。今度は知事が選任することになるわけでごさすけれども、具体的にどのような選出方法になっていくのかということですけど、その中できっちりと浜の声が反映される海区調整委員会になっていくのかどうなのか、どのようにお考えかお聞きします。</p> <p>(六) 今後の対応について</p> <p>最後になりますが、今回の法改正につきましては、競争力を高め、生産性を高めることがねらいですが、消費が伴わなければ所得は上がりません。生産性を高めていっても値段が安くなってしまい、消費につながっていくことにはなりません。逆にいうと、量が少ないと希少価値が高まって、価格が上がっていくこともあります。今、函館のイカは獲れませんが、1尾1,000円以上します。この状況がいいか悪いかは別としてですが、海の幸がふんだんに食卓に上ることが望ましいと思います。生産性を高めることで値段が下がることもあります。所得には結びつくようにしていかなくはなりません。いずれにしても、法案が通り、これから政省令の検討に入っていくということでございます。これから浜での話合いの場が充分できてくることでありますので、それらを踏まえ、水産王国である北海道漁業が良い方向に向かえるような取り組みを行っていただきたいと思いますので、それについての見解を伺います。</p>	<p>機能を残しつつ、地域の実情に柔軟に対応できるよう、公選制から知事の選任制に見直すこととしております。</p> <p>具体的な選任方法としては、漁業者委員が過半数を占めること、知事は選任にあたり、漁業者や漁業者団体からの推薦・募集を行い、その情報を公表するとともに、その結果を尊重することに加え、都道府県議会の同意を得る仕組みとしているところでございます。</p> <p>道といたしましては、委員の選任に際し、これらの手続きに従い、地域の漁業者の意見を十分反映させ、公平性、透明性を確保することにより、今後とも、海区委員会が独立した行政委員会としての機能や役割が適切に果たされるものというふうに考えてございます。</p> <p>○水産林務部長</p> <p>今後の道としての対応についてであります。今回の法改正では、既存の漁業者が漁場を「適切かつ有効」に活用している場合は、優先して免許を付与し、それ以外の場合は、「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」に付与するとされたところでございます。</p> <p>本道においては、永年にわたり漁協を中心とした利用調整により、漁場が有効に活用されていることから、今後も現行の管理体制が維持されるものと考えており、現時点では大きな影響は生じないものと考えております。</p> <p>道としては、引き続き、漁協が中心的な役割を担い、漁場の円滑な利用調整や資源の保護・管理に加えて、委員からもご指摘のありました消費拡大や付加価値向上対策などに取り組むとともに、漁業者が安心して漁業を続けていけるよう、資源管理の取り組みによる漁業者の一時的な収入減に対する支援などの国の制度も活用しながら、資源と経営のバランスを図って、本道沿岸漁業の振興に努めてまいる考えでございます。</p>